

インターネット上のビジネスモデル特許

December 21, 2000

弁理士 松 倉 秀 実

Hidemi Matsukura

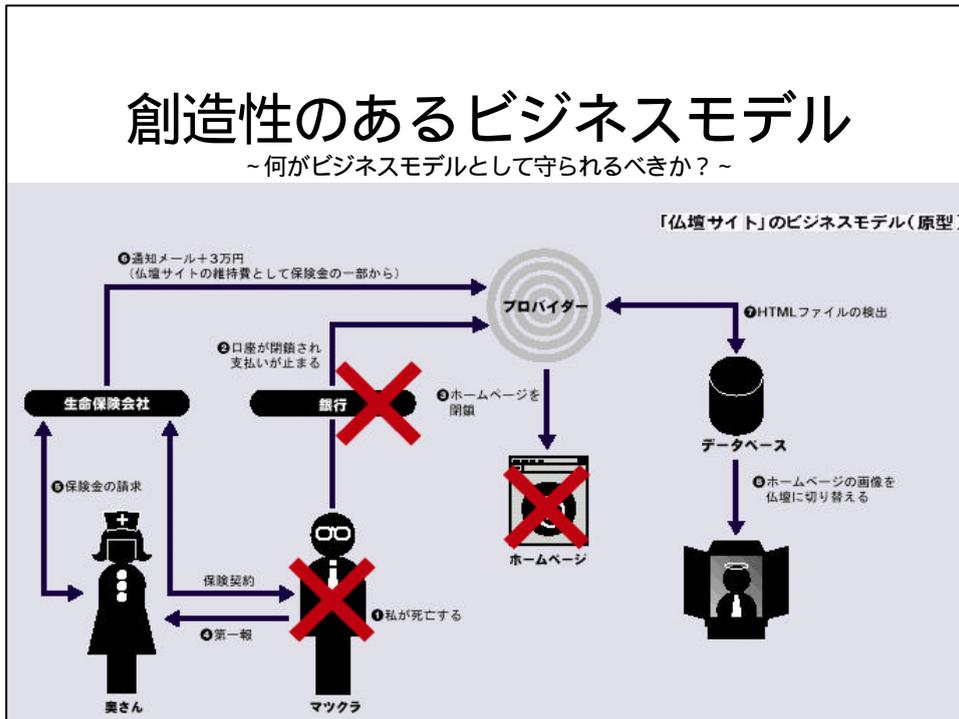
Patent attorney

ビジネスモデル特許とは何か？

仏壇サイト自動開設サービス「開け仏壇!!」を例に

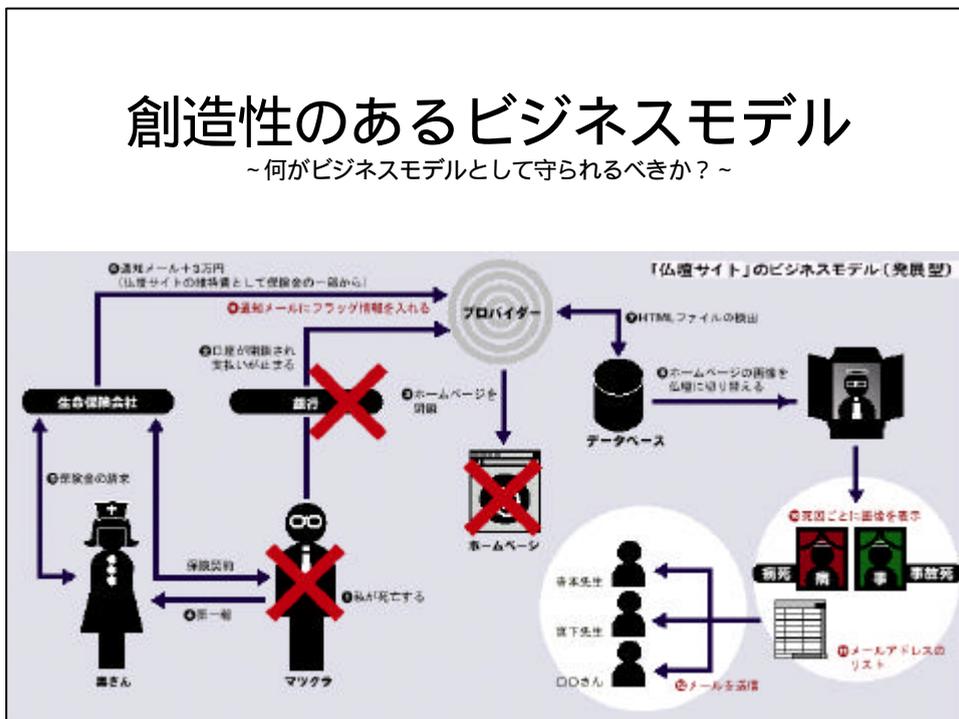
創造性のあるビジネスモデル

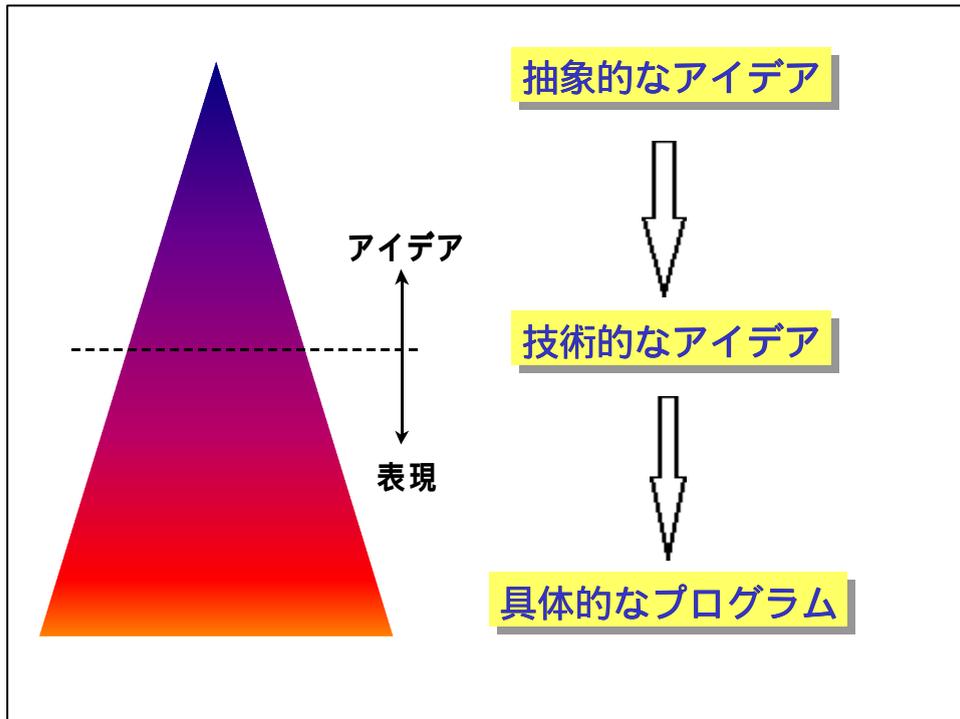
～何がビジネスモデルとして守られるべきか？～



創造性のあるビジネスモデル

～何がビジネスモデルとして守られるべきか？～





特許制度

- 新しい技術は公開されることで進歩
 - 公開された技術をみてさらに工夫をする。
- 公開は発明者には不利
 - 他人にマネされることで事業がうまくいかなくなる。
- 新しい発明は国にだけ示させるようにした
 - 国が発明者にかわって公開：出願から1年6か月後に公開公報を発行
- 公開の代償として一定期間だけ独占権
 - 特許権は出願から最大20年

主な特許要件

- 産業上利用できる発明であること(29条柱書き)
 - 単なるアイデア、情報の開示は×
- 新規性があること(29条第1項)
 - 出願前に公知となったものは×
- 進歩性があること(29条第2項)
 - 当業者が容易に考えつくものは×
 - ひとひねりが必要
- その他
 - 公序良俗を害しないこと
 - 書面が適式であること

米国のソフトウェア特許要件

- **Statutory Subject Matter (§ 101)**
 - 新規かつ有用な方法(process)、機械(machine)、製品(manufacture)、組成物(composition)、またはこれらの新規かつ有用な改良を発明ないし発見した者は、この法律に定める条件および要件にしたがって特許を受けることができる。

米国のソフトウェア特許保護動向

- 混迷期 (1971 ~ 1995)
 - 特許法101条でソフトウェア特許を否定
 - ベンソン判決 (×)
 - ディア判決 ()
 - フリーマン・ウォルター・アペーレテスト
- 保護拡大期 (1995 ~)
 - ボーリカード特許 (IBM)
 - 審査基準改正: 101条の要件緩和



プロパテント政策との関係

- プロパテント政策とは
 - レーガン政権下で提出されたヤングレポートがその起源
 - 特許による独占を強化する政策
- 時代により変遷
 - 見せしめの時期
 - 特許成立を容易化するため基準緩和の時期
 - 特許の実質的価値を市場で判断させる時期

ビジネスモデル特許の議論

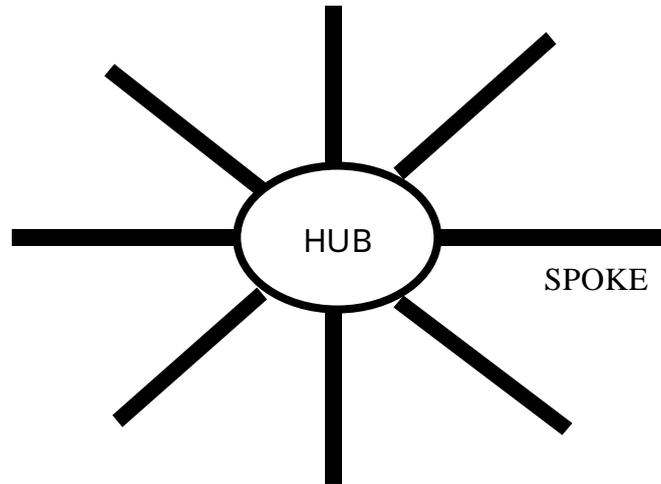
- ビジネスモデル特許か否かの議論は不毛
 - ビジネスモデルの意味の抽象度によって異なる
- ビジネスモデルとしての権利主張
 - 新規性、自明性および明細書の記述によって権利の広狭を判断すべき（ステートストリートバンク事件）

米国ビジネスモデル特許(1)

シグナチャ特許(USP 5,193,056)

- 各パートナーは複数のファンドの一つである一つのパートナーシップとして構築されたポートフォリオの金融サービス構成を管理するデータ処理システムであって、
 - (a) データ処理のためのコンピュータ手段；
 - (b) 保存媒体上にデータを保存するための保存手段；
 - (c) 保存媒体を起動するための第1の手段；
 - (d) 前日からポートフォリオ及び各ファンド中にある資産に関するデータ及び各ファンド資産の増加及び減少に関するデータを処理し、そのポートフォリオ中の各ファンドの有するシェア比率を配分するための第2の手段；
 - (e) そのポートフォリオについての毎日の利益収入、支出及び正味の非換金ゲインあるいは損失に関するデータを処理し、各ファンドにこれらのデータを割り当てる第3の手段；
 - (f) そのポートフォリオについての毎日の正味の非換金ゲインあるいは損失に関するデータを処理し、各ファンドにこれらのデータを割り当てる第4の手段；及び
 - (g) ポートフォリオ及び各ファンドについての年度末の合計収入、支出及びキャピタルゲインあるいは損失を処理する第5の手段；
- とを含むデータ処理システム。

シグナチャ特許(Hub & Spoke)

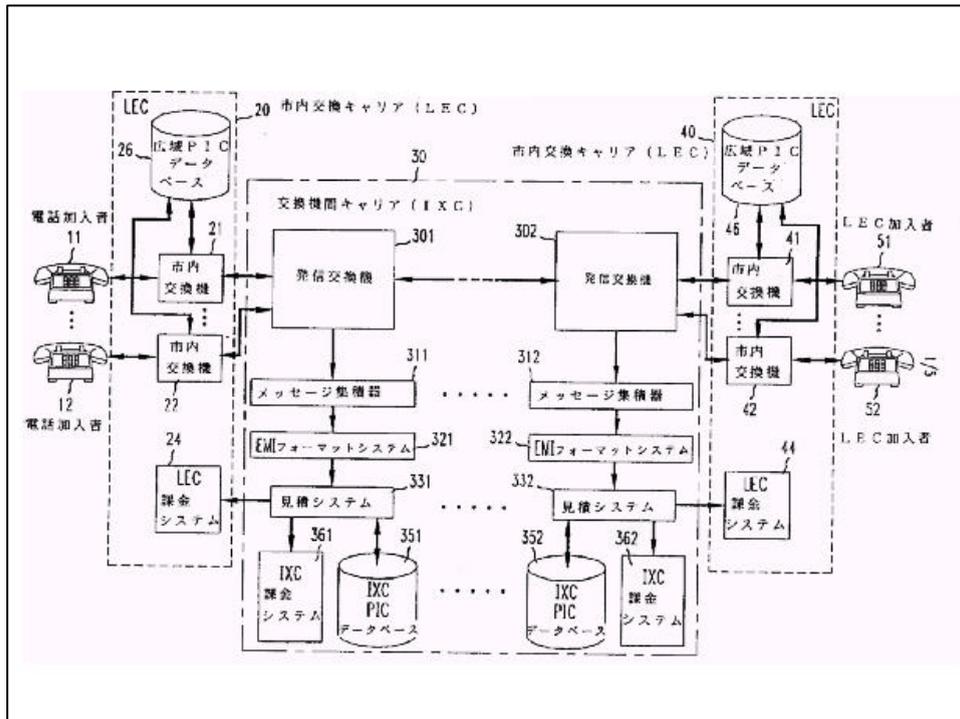


米国ビジネスモデル特許(2)

AT&T対エクセル事件

(USP5,333,184 特開平6-37936号)

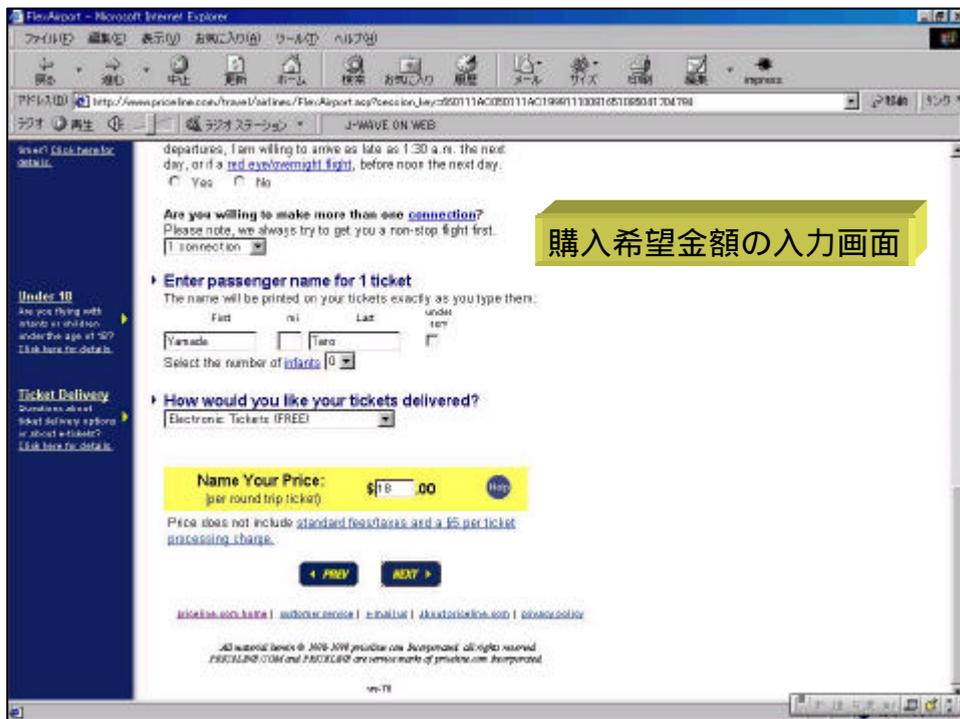
- 【請求項11】各加入者によって発呼される交換機間呼が、その加入者に関係づけられた複数の交換機間キャリアのうち特定のキャリアの設備を通じて自動的にルーティングされる通信システムにおいて、
- 発信加入者と着信加入者の間の交換機間呼のメッセージ記録を生成するステップと、
- 着信加入者に関係づけられた交換機間キャリアが、前記呼がルーティングされた設備を有する特定交換機間キャリアであるか否かを決定するために、前記呼がルーティングされた特定交換機間キャリアに関係づけられたほぼすべての加入者の電話番号が格納されたデータベースにアクセスするステップと、
- 前記決定が、着信加入者に関係づけられた交換機間キャリアが、前記呼がルーティングされた設備を有する特定交換機間キャリアであるという場合に、その呼に対する標識を特定の値に設定するステップと、
- メッセージ記録およびこの標識中の情報の組合せ関数である出力を生成するステップとからなることを特徴とする通信処理方法。



米国ビジネスモデル特許(3)

プライスライン特許(USP 5,794,207)の第1クレーム

コンピュータを用いて買い手と少なくとも一人の売り手との間の取引を容易化する方法であって、
 買値を含む条件付き購入オファーをコンピュータに入力し、
 上記条件付き購入オファーに関して、クレジットカード口座を確認する支払い証明をコンピュータに入力し、
 前記支払い証明を受け取った後に前記条件付き購入オファーを複数の売り手に対して出力し、
 前記条件付き購入オファーに応じた売り手からの受諾をコンピュータに入力し、
 前記支払証明を用いて売り手への支払いを行う。



米国ビジネスモデル特許(4)

amazon.com の1-Click特許(USP 5,960,411)
対応日本特許 (特開平11-161717号)の請求項 1

- 【請求項1】アイテムの購入注文を出す方法であって、前記注文はクライアント・システム側の購入者によって出され、サーバ・システムによって受信されるものにおいて、当該方法は、
- サーバ・システムの制御のもとでは、前記購入者の識別子 (ID)、支払いに関する情報、および出荷に関する情報を含む購入者情報を前記クライアント・システムから受信し、
- 前記クライアント・システムにクライアントIDを割り当て、
- 前記割り当てられたクライアントID (以下、割り当てクライアントIDという)を前記受信した購入者情報と関連付け、
- 前記割り当てクライアントIDを前記クライアント・システムに送信し、および前記アイテムを特定していると共に、注文ボタンを含んでいる表示情報を前記クライアント・システムに送信し、
- 前記クライアント・システムの制御のもとでは、
- 割り当てクライアントIDを受信してストアしておく、
- 前記表示情報を受信して表示し、および前記注文ボタンが選択されると、それに応答して前記特定されたアイテムを購入する要求であって、前記割り当てクライアントIDを含んでいる要求を前記サーバ・システムに送信し、
- 前記サーバ・システムの制御のもとでは、
- 前記要求を受信し、
- 前記要求に含まれている前記クライアントIDに関連する前記購入者情報を結合して、請求書発行と出荷情報に従ってアイテム購入注文を生成し、
- 以上によって、前記購入者は前記注文ボタンを選択することで前記製品の注文を出すことを特徴とする方法。

米国ビジネスモデル特許(5)

サイバーゴールド特許 USP 5,794,210

- 消費者の注目そのものを売買する仲介ビジネスの特許。
- 権利者であるcyberGold社が特許取得を発表しニュースとなった。
- 日本でも特表平9-522188号として公開されている。
- Attention Brokerageというネーミングで運営 (<http://www.cybergold.com>)

米国ビジネスモデル特許(6)

ダブルクリック特許 USP5,948,061

- ユーザーのプロファイルに適合した広告をインターネット上で提供する技術に関する特許
- DoubleClick社が運営
(<http://www.doubleclick.net>)

日本のソフトウェア特許の動向

- 特許法第2条(発明の定義)
- 「この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。」
 - 自然法則：自然界において経験的に見いだされる反復可能性のある法則をいい、人為的な取り決め等は含まれないとされている。

審査基準の変遷

- コンピュータプログラムに関する発明についての審査基準その1(1975)
- マイクロコンピュータ応用技術に関する発明についての運用指針(1982)
- コンピュータソフトウェア関連発明の審査上の取り扱い案(1988)
- ソフトウェア関連発明の審査基準(1993)
- ソフトウェア関連発明に関する運用指針(1997)
- コンピュータソフトウェア関連発明の審査基準(2000)

三極専門家会合での検討

ケーススタディ

2000/06

- コンピュータにより実現されたビジネス方法が特許適格性を有するためには、「技術的側面」が要求される。
 - 米国においては、「in the technological arts」であることを示す発明の特徴が、明細書に明示されていれば、特許クレームには示唆されているだけでもよい。EPOとJPOでは、「技術的側面」が特許クレームに明示的に表現されていることが要求される。
- 通常の自動化技術を用いて、人間が行っている公知の業務方法を単に自動化しただけでは、特許性がない。

コンピュータ・ソフトウェアの審査基準案 (2000/10/20)

- プログラムクレームの許可
- ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されていること
- 進歩性の判断
 - 現実とコンピュータ仮想空間上の再現
 - 人為的取り決めに基づく設計上の変更
 - 情報伝送可能な媒体
 - 商業的成功
 - コンテンツのみの差異

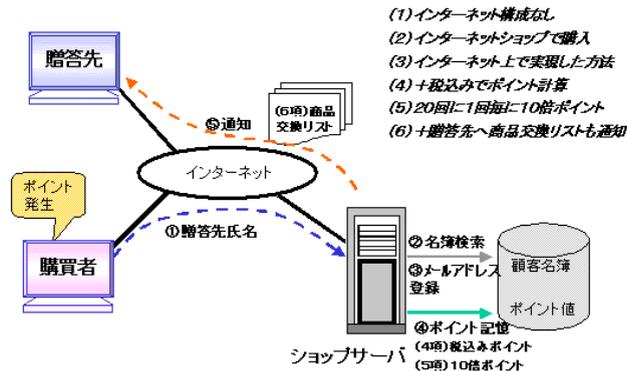
「ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されていない場合」の例

- 文書データを入力する入力手段、入力された文書データを処理する処理手段、
- 処理された文書データを出力する出力手段を備えたコンピュータにおいて、
- 上記処理手段によって入力された文書の要約を作成するコンピュータ。

仮想事例クレームの検討

仮想事例A (ポイントサービス方法)

(インターネットショップでの商品購入により発生するポイントを贈答先に贈答する方法)



仮想事例 (ポイントサービス)

インターネット構成なしのポイント贈答サービス

日本 x、米国 x

- 【請求項1】
- テレホンショッピングで商品を購入した金額に応じてポイントを与えるサービス方法において、
- 贈与するポイントの量と贈答先の名前が電話を介して通知されるステップ、
- 贈答先の名前に基づいて顧客リスト記憶手段に記憶された贈答先の電話番号を取得するステップ、
- 前記ポイントの量を、顧客リスト記憶手段に記憶された贈答先のポイントに加算するステップ、及び
- サービスポイントが贈与されたことを贈答先の電話番号を用いて電話にて贈答先に通知するステップとからなるサービス方法。

仮想事例(ポイントサービス)

インターネットショッピングによるポイント贈答サービス
日本×、米国×

- 【請求項】
- インターネット上の店で商品を購入した金額に応じてポイントを与えるサービス方法において、
- 贈与するポイントの量と贈答先の名前がインターネットを介して通知されるステップ、
- 贈答先の名前に基づいて顧客リスト記憶手段に記憶された贈答先の電子メールアドレスを取得するステップ、
- 前記ポイントの量を、顧客リスト記憶手段に記憶された贈答先のポイントに加算するステップ、及び
- サービスポイントが贈与されたことを贈答先の電子メールアドレスを用いて電子メールにて贈答先に通知するステップとからなるサービス方法。

仮想事例(ポイントサービス)

サーバに、顧客リスト記憶ユニットによる処理を中心としたクレーム
日本、米国×

- 【請求項】
- インターネット上の店で商品を購入した金額に応じてポイントを与えるサービス方法において、
- 贈与するポイントの量と贈答先の名前がインターネットを介してサーバに入力されるステップ、
- サーバが、贈答先の名前に基づいて顧客リスト記憶手段に記憶された贈答先の電子メールアドレスを取得するステップ、
- サーバが、前記ポイントの量を、顧客リスト記憶手段に記憶された贈答先のポイントに加算するステップ、及び
- サーバが、サービスポイントが贈与されたことを贈答先の電子メールアドレスを用いて電子メールにて贈答先に通知するステップとからなるサービス方法。

仮想事例(ポイントサービス)

税込みでポイント計算を行う・20回に1回10倍ポイント
日本、米国×

- 【請求項4】
- 前記商品購入金額には、商品の対価、取扱手数料及び消費税が含まれることを特徴とする請求項3のサービス方法。
- 【請求項5】
- 前記商品購入金額に応じて与えられるポイントは、20回の購入につき1回の割合で10倍のポイントが与えられることを特徴とする請求項3のサービス方法。

仮想事例(ポイントサービス)

贈答先にポイントで交換可能な商品の包括リストを通知する
日本、米国

- 【請求項6】
- サーバーが、商品名と交換ポイントが対応付けて記憶された商品リスト記憶手段から、加算後の贈与先のポイント以下の交換ポイントを有する商品名を検索して商品リストのファイルを作成し、当該商品リストのファイルを前記電子メールの添付ファイルとして贈与先に送付することを特徴とする請求項3のサービス方法。

バンクシステム特許 特公平4-1381

- 同一人の顧客に複数種類の口座があり、これらの口座には優先順位があらかじめ付けられており、優先順位の高い口座にはその口座に預金しうる上限額があらかじめ定められている、そのような顧客ごとの取引情報を記憶したファイル
- 少なくとも取引金額、顧客の識別コードおよび取引種類を入力するための入力装置、および
- 取引が自動振替指示を含む預金の場合には、その取引を行う顧客のより優先順位の高い口座の預金額に取引額を加算し、その口座の預金額がその口座の上限額を超えると超過分の金額をより優先順位の低い口座に振替えてそれぞれの口座の預金額を更新する処理装置、
- を備えたバンク・システム。

マピオン特許 特許第2756483号

- コンピュータシステムにより広告情報の供給を行う広告情報の供給方法において、
- a . 広告依頼者に対しては、
- 広告情報の入力を促す一方、予め記憶された地図情報に基づいて地図を表示して、当該地図上において広告対象物の位置指定を促す段階と、
- b . 前記地図上において位置指定された広告対象物の座標を、入力された広告情報と関連づけて逐一記憶する段階とを備える一方、
- c . 広告受給者に対しては、前記地図情報に基づく地図を表示するとともに、当該地図上の地点であって、記憶された広告対象物の座標に相当する地点に、図象化した当該広告対象物を表示して、所望する広告対象物の選択を促す段階と、
- d . 選択された広告対象物に関連づけられた広告情報を読み出す段階と、
- e . 読み出された広告情報を、前記広告受給者に対して出力する段階とを備えることを特徴とする広告情報の供給方法。

マピオン特許の請求項 1 (概要)

- a . 広告を出したい人は広告情報を入力するとともに、地図上で位置を指定して、
- b . その地図上の座標を広告情報とリンクさせる。
- さらに
- c . 広告を見たい人 (ユーザー) には、地図を表示させてその地図上で a で指定された位置にアイコン (図象化した広告対象物) を表示させてこのアイコンを選択できるようにして、
- d . このアイコンが選択されたときにはこれとリンクされた広告情報を読み出して、
- e . 読み出した広告情報をユーザーに出力 (表示) する。

シティバンク特許

特公平7-111723

- 【請求項1】 オンライン会計システムを有する発行銀行と、
- 前記発行銀行の流動負債として前記オンライン会計システムにおいて貸し越される通貨の電子的象徴と、
- 前記通貨の電子的象徴を発生するために前記発行銀行に関連装備された金銭発生モジュールと、
- 前記通貨の電子的象徴をストアするとともに、前記通貨の電子的象徴を含む銀行取引を中継することができるように前記発行銀行に関連装備された出納モジュールと、
- 前記通貨の電子的象徴をストアし、前記発行銀行とオンライン取引を行い、さらに、前記通貨の電子的象徴をオフライン取引において他の取引モジュールとの間で交換することができる取引モジュールとを備え、
- 前記通貨の電子的象徴の各々が前記金銭発生モジュールにより生成された初期の貨幣的価値を含むものであり、
- 前記出納モジュール及び取引モジュールはそれらのモジュールが前記通貨の電子的象徴の一つを振込先モジュールに移転する振出元モジュールとして機能するときにおいて、移転された貨幣的価値を有する移転レコードを発生し、かつ前記移転された通貨の電子的象徴において前記移転レコードを含むことができるプロセッサを有するものであることを特徴とする電子通貨システム。

メリルリンチ特許 特許第2587615号

- 【請求項1】少なくとも一つの有価証券において取り引き市場を形成するためのデータ処理システムであって、
- コンピュータと、該コンピュータに結合され前記少なくとも一つの有価証券に対して取り引き注文を前記コンピュータに入力する入力手段と、前記コンピュータからの処理結果を受け出力する出力手段とを備え、
- 前記コンピュータには前記少なくとも一つの有価証券に対する取り引き注文を受ける手段が備えられ、
- 該取り引き注文には取り引きされるべき株を特定するとともに取り引きが買い又は売りであるかを特定しさらに取り引き株数を特定するフィールドが含まれており、
- さらに、前記コンピュータは、前記少なくとも一つの有価証券に対する実効指し値と言い値とを回収して蓄積する手段と、注文適格パラメータを入力して蓄積する手段とを有し、
- 前記注文適格パラメータ及び前記蓄積された言い値はどの受付注文に実行権限（実行適格）を与えるかを決定する際に用いられ、
- さらに、前記コンピュータは、前記少なくとも一つの有価証券に対する建て玉（ポジション）、コスト（費用）、及び利益を規定するデータを蓄積する手段と、
- 受け付けた取り引き注文、蓄積された言い値、及び注文適格パラメータに応じて前記受け付けた取り引き注文のフィールドが前記蓄積された言い値及び前記注文適格パラメータに違反していないと該受け付けた取り引き注文に実行権限（実行適格）を与える適格化手段と、
- 前記適格化手段によって実行権限が与えられた各取り引き注文を実行する手段と、
- 顧客の売りの実行に際して取り引き注文の量によって前記少なくとも一つの有価証券において前記蓄積された建て玉を増加させ前記顧客の買いの実行に際して前記取り引き注文の量によって前記蓄積された建て玉を減少させる後処理更新手段と、
- 取り引きの実行に際して前記蓄積されたコスト及び利益の少なくとも一つを更新する手段とを有することを特徴とする有価証券用データ処理システム。

インターネット接続課金特許 特許第2939723号

- 【請求項1】 クライアントにインターネットとの接続サービスを提供するターミナルサーバと、
- 該ターミナルサーバからの指示によりクライアントから入力された個別情報に基づいてインターネットとの接続可否を確認する認証サーバと、
- 該認証サーバに連動し各クライアントの個別情報及び予め設定された利用可能な時間を示す接続度数から構成される認証データを各クライアント毎に一つのレコード単位として管理する拡張認証データベースを各レコード単位毎に有する認証データベースと、
- 該拡張認証データベースに連動し各クライアントの接続利用時間に合わせて接続料金を計算して接続度数を逐次更新する課金サーバとを備え、該拡張認証データベースで管理されるクライアントの接続度数が0になるまでの間に限りインターネットの接続サービスを提供してなることを特徴とするインターネットの時限利用課金システム。



疑問のある特許例

オートカフェ特許(特許第2804933号)

- 【請求項1】 来店したお客が自動食器貸し機に硬貨を投入し、食器を借り受けその器に飲食物供給装置より飲食物を入れテーブルに運んで飲食するようにした自動飲食店

疑問のある特許例

葬儀方法特許(特許第2912597号)

- 1. 葬儀の祭壇に設置された一のスクリーンと、故人の遺影を上記スクリーンに映写するスライド映写装置と、故人の生前の活動を撮影したビデオ画像を上記スクリーン上に映写するビデオ映写装置と、これら2種の映写装置による映写を葬儀の進行に合わせて切り替える切替手段とを備えた葬儀用映像装置を使用し、
- 葬儀の開始のときには、上記切替手段を操作して上記スライド映写装置から上記スクリーンに故人の遺影を映写するステップ、
- 弔辞のときには、上記切替手段を操作して上記ビデオ映写装置またはスライド映写装置を適宜切り替えて選択し、上記スクリーンに故人の生前の活動を撮影したビデオ画像またはスライド画像を択一的に映写するステップ、
- 葬儀の終了のときには、上記切替手段を操作して上記スライド映写装置から上記スクリーンに故人の遺影を映写するステップ、
- を含むことを特徴とする葬儀方法。

疑問のある特許例

婚礼引き出物特許(特許第3023658)号

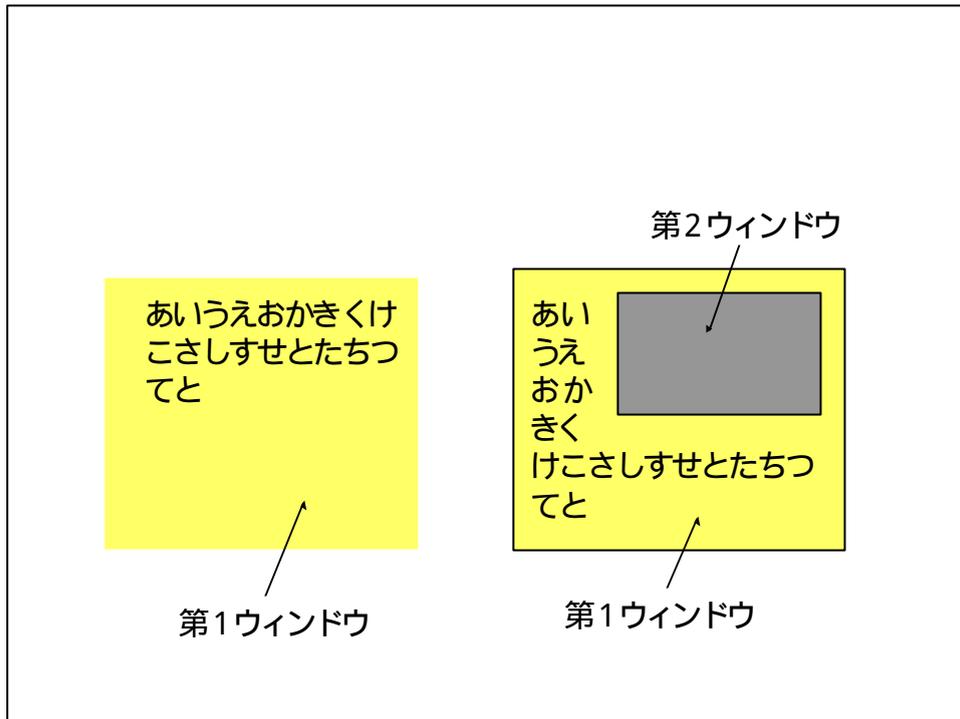
- 【請求項1】引き出物贈呈者が、贈呈者名欄・贈呈者住所欄・数種に群分けして引き出物明細を記入した引き出物グループ欄を有する贈呈リストを用いて、贈呈者と贈呈者別の前記グループを特定して引き出物の送り届けを委託者に委託し、
- 続いて、前記委託者は前記贈呈リストに基づく贈呈者毎の送り先と送り届け日を確認整理し、
- しかるのち、任意の輸送手段によって前記贈呈リストによる指定引き出物を、前記確認整理による指定場所へ指定日に送り届けすることを特徴とする婚礼引き出物の贈呈方法。

欧州の状況

- 1998年10月 & 1999年5月のIBM審決で欧州特許庁審判部はソフトウェアそれ自体の特許性を認める
 - プログラム特許OK
 - プログラムプロダクトOK
 - プログラム媒体OK
 - プログラム要素OK

欧州でのIBMの プログラム要素(エレメント)クレーム

- ディスプレーの第1ウィンドウ内に情報を表示する手順をコンピュータに実行させるコンピュータプログラムコード手段を含み、かつ、
- 第2ウィンドウによる前記第1ウィンドウの情報の一部の遮蔽に反応し、前記情報のうち前記第2ウィンドウによって覆い隠されている部分を前記第1ウィンドウに表示するため、前記第2ウィンドウによって覆い隠されている前記情報の一部を、前記第1ウィンドウ内の前記第2ウィンドウによって覆われていない位置に移動することを含むコンピュータプログラムエレメント。



主要特許リスト

- USP5,193,056 シグネチャ (対ステートストリートバンク) 特許 (日本: 特表平6-505581号)
- USP5,333,184 AT&T (対エクセル) 特許 (日本: 特許第2795596号)
- USP5,794,120 cyberGold特許 (日本: 特表平9-522188号)
- USP5,794,207 プライスライン (逆オークション) 特許
- USP5,960,411 アマゾンコム ワンクリック特許
- 特公平4-11723 シティバンク特許
- 特公平4-1381 バンクシステム特許 (オムロン)
- 特許第2587615 メリルリンチ特許
- 特開平11-203368 在庫管理システム特許 (ライオン)
- 特開平10-078992 逆競り特許 (日立)
- 特開平10-222488 VARモデル算出 (日立)
- 特開平9-81640 VARシナリオ検索 (日立)
- 特開平5-225222 資産負債管理システム (日立)